

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正案			現行		
(電気通信役務契約等状況報告等) 第二条 (略)			(電気通信役務契約等状況報告等) 第二条 (略)		
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置していない電気通信事業者であつて、毎四半期末における仮想移動電気通信サービス（当該基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の契約数が三万未満であるものを除く。）	様式第十五の二	(略)	(略)	(略)

ドメイン名電気通信役務	ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者	様式第十五の三
-------------	-------------------------	---------

254 (略)

(特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告等)

第四条 電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、様式第二十三により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第四条の二 電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の二により、毎報告年度経過後三月以内に、その特定関係法人である電気通信事業者の名称について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(契約代理業者への支払金支出状況報告)

第四条の三 電気通信回線設備を設置して携帯電話又はPHSの電気通信役務を提供する電気通信事業者は、契約代理業者への支払金(電気通信事業者が当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対して支払う金銭をいう。以下同じ。)の支出状況について、様式第二十三の三により、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(卸電気通信役務の提供に関する報告)

第四条の四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特

254 (略)

(特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告)

第四条 電気通信事業法第三十四条第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、様式第二十三により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(契約代理業者への支払金支出状況報告)

第四条の二 電気通信回線設備を設置して携帯電話又はPHSの電気通信役務を提供する電気通信事業者は、契約代理業者への支払金(電気通信事業者が当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対して支払う金銭をいう。以下同じ。)の支出状況について、様式第二十三の二により、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。以下この条において同じ。）は、当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該伝送路設備を用いる電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける卸電気通信役員に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のもの（以下「卸先電気通信事業者」という。）に対して、卸電気通信役務の提供の業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の四により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

い。

一 当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称

二 当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務（以下「提供卸電気通信役務」という。）の内容

- 三 当該提供卸電気通信役務に関する料金
 - 四 当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に
対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）
 - 五 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通
信事業者の責任に関する事項
 - 六 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通
信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
 - 七 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の
方法
 - 八 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、そ
の事項
 - 九 重要通信の取扱方法
 - 十 当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的
事項
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しく
はその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供
卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくは
その利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸
電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項
があるときは、その事項
 - 十二 有効期間を定めるときは、その期間
- 2) 前項の報告をした者は、当該報告をした事項に変更があつたとき
は、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書
面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなけ
ればならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 3| 第一項の報告をした者は、同項に規定する業務を行わなくなつたときは、様式第二十三の六により、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
- 4| その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者が、第一項第二号から第十二号までに掲げる事項について契約約款を定め、総務大臣に報告するとともに、これを公表しているときには、当該契約約款による提供卸電気通信役務の提供の業務については、同項の規定は適用しない。
- 5| 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第二十三の七により、同項の契約約款を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 6| 第四項の規定により報告した契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十三の七により、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 7| 第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。）において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

様式第15の3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

契 約 数

電気通信事業法施行規則 (以下「施行規則」という。) 第59条の2第1項第1号イに掲げるもの	()
施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	()
施行規則第59条の2第1項第2号に掲げるもの	
参 考 事 項	

- 注1 「電気通信事業法施行規則 (以下「施行規則」という。) 第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。
- 2 記載するドメイン名の一部の数に及び、項を適宜増減すること。
 - 3 一の契約で複数のドメイン名電気通信役務を提供する契約形態の場合は、当該ドメイン名電気通信役務の数を契約数として報告すること。
 - 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 23 (第 4 条関係)

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
電気通信役務の提供の業務に係る収益報告

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名 _____

(単位 円)

電気通信事業営業収益

様式第 23 (第 4 条関係)

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
電気通信役務の業務に係る収益報告

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名 _____

(単位 円)

電気通信事業営業収益	
附帯事業営業収益	
合 計	

注 1 ~ 3 (略)

注 1 「附帯事業営業収益」の欄には、端末販売収入等特定移動端末設備に係る収入について項目ごとに記載すること。

2 ~ 4 (略)

第 30 条第 1 項の規定により指定された電気通信事業者の
特定関係法人である電気通信事業者に係る報告

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名 _____

特定関係法人である電気通信 事業者の名称	
-------------------------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 23 の 3 (第 4 条の 3 関係)

契約代理業者への支払金支出状況報告

(略)

様式第 23 の 2 (第 4 条の 2 関係)

契約代理業者への支払金支出状況報告

(略)

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
 電気通信役務の提供業務に関する報告

____年 ____月 ____日

事業者名 _____

卸先電気通信事業者の氏名又は名称			
当該提供卸電気通信役務の内容			
当該提供卸電気通信役務に関する料金			
当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）			
当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項			
当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項			
電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法			
電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項			
重要通信の取扱方法			
当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項			
上記に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項			
有効期間を定めるときは、その期間			

注 1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 23 の 5 (第 4 条の 4 第 2 項関係)

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
即電気通信役務の提供業務変更の報告

年 月 日

事業者名 _____

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更した年月日		
変更の理由		

注 1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第23の6（第4条の4第3項関係）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
電気通信役務の提供業務に関する第4条の4第3項の報告

年 月 日

事業者名 _____

第4条の4第1項に規定する業務
を行わなくなった年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第23の7（第4条の4第5項、第6項関係）

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
電気通信役務に関する契約約款設定（変更）の報告

年 月 日

事業者名 _____

設定（変更）期日	
設定（変更）を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行し、報告期限が施行日以後である報告から適用する。

(経過措置)

- 2 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第 号）の施行により新たにその一端が電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第四条の四第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者に該当することとなったものは、前報告年度（この省令の施行による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第一条第二項第一号に規定する報告年度をいう。）及び前々報告年度に係る新報告規則第三条第二項の規定による書面等を新報告規則の施行の日（以下「施行日」という。）から一月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

- 3 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の施行により新たに新施行規則第四条の四第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者に該当することとなったものは、前報告年度に係る新報告規則第四条の規定による書面等を施行日から三月以内に、総務大臣に提出しなければならない。